

暫定的に先進医療 A として実施している技術について

1. 背景及び現状

- 平成 20 年の先進医療告示第 2 項各号に掲げられた先進医療のうち、平成 24 年 11 月 30 日の先進医療会議において先進医療 B へ振り分けることとされた技術については、暫定的に先進医療 A（以下、「暫定 A」という。）として実施しているところ。
- 暫定 A の取扱いについては、平成 29 年 1 月 12 日に開催した本会議において審議され、以下のように決定した。

- ・ 平成 29 年 3 月 31 日までに先進医療 B への移行できなかった技術については、平成 29 年 4 月 1 日をもって先進医療告示から取り消すこととしていたが、現在、同技術を継続して実施している患者が存在している期間は告示からの取り消しを猶予してはどうか。
- ・ 新規患者の組み入れについては認めないままとし、猶予期間後の先進医療 B への移行については各医療機関の判断に任せてはどうか。
- ・ 実施している患者がいなくなった場合には、医療機関より事務局に連絡することとし、当該医療機関についてはホームページ上から削除し、全ての医療機関が削除された時点でその技術を先進医療告示から取り消すこととしてはどうか。

2. 暫定 A として実施している技術の現状について

- 暫定 A として実施している技術については、新規患者の組み入れがないこと及び継続中の患者の有無について、事務局が定期的に確認をしており、平成 29 年 11 月末時点の状況は以下のとおりである。

告示番号	先進医療技術名	平成 29 年 3 月 1 日時点	平成 29 年 11 月 30 日時点
4	骨髓細胞移植による血管新生療法	59	14
13	末梢血単核球移植による血管再生治療	1	1
16	樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法	7	6
17	自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法	56	23